

米州人権裁判所の暫定措置とその実際

Provisional Measures of Inter-American Court of Human Rights and Its Practices

齊 藤 功 高 *

Yoshitaka SAITO

要旨：米州人権裁判所は、米州人権条約63条2項を根拠に、極端に重大かつ緊急であり、回復不可能な被害を回避するために、暫定措置を取ることができる。暫定措置の受益者がそのような状況にあれば、暫定措置は、裁判所の本案判決が出された後も、継続してとられるし、本案判決以後にも出される場合がある。そのような裁判所の暫定措置の内容と国家の遵守状況を分析検討した。

キーワード：米州人権裁判所, 米州人権条約, 暫定措置, 遵守義務, 不遵守状況

はじめに

暫定措置の主な目的は、係争中の当事者の権利を保障することである⁽¹⁾。通常、裁判所で判決が下るまでは時間がかかる。それまでの間に被害が悪化しては人権が守れない。そこで、判決が下るまでの間、暫定的に、裁判所は、人権保護措置を国家に命令する。その意味では、暫定措置の防止機能の方が、最終的判決の強制機能より価値があると言える⁽²⁾。

米州人権委員会が発布する予防措置は、人権の回復不可能な被害を防止するために出されるのであるが、米州人権裁判所が発布する暫定措置は、それよりも一層悪化した被害に対して出される。それは、米州人権条約63条2項に規定されているように、極端に重大なかつ緊急の回復不可能な被害を防止するために発動されるからである。そのような米州人権裁判所が発布する暫定措置の法的根拠はどこに求めるのか、暫定措置はどのような状況の下で発動されるのか、裁判所の暫定措置命令に国家はどのように対応しているのか、などについて、実際の事件を基に言及する。

1. 米州人権裁判所が発出する暫定措置の法的根拠

米州人権裁判所（以下、裁判所）の暫定措置の直接的な法的根拠として、米州人権条約（以下、条約）63条2項、米州人権裁判所手続規則27条1項を挙げることができる。

この裁判所の暫定措置に拘束力がある理由として、①条約に明確な規定があること、②条約63条2項の用語、③条約法条約など他の条約と63条2項との関係の3点が挙げられる⁽³⁾。

第1点目について、条約の締約国は、自らの合意によって当該条約を批准したのであるから、

* さいとう よしたか 文教大学国際学部

条約を受け入れた国は「合意は拘束するpacta sunt servanda」の原則に従って、条約規定を誠実に遵守する義務がある。Faúndez Ledesmaは、暫定措置は条約で明確に規定されているので、暫定措置の強制的性質は疑う余地はない⁽⁴⁾と述べる。また、条約上第2節「管轄権及び任務」という章の中に63条2項が置かれていることから、判決と同様の拘束力が暫定措置に与えられており、単なる提案suggestionsとか提示indicationsではない⁽⁵⁾とする。

第2点目は、条約63条2項に使用されている「shall adopt」という用語から暫定措置の強制的性質が明確であるとする。国際司法裁判所ICJの規程や規則、欧州裁判所手続規則では、「indicate」「indication」の用語を使っている。この用語は、拘束的な命令というより、善意で遵守する単なる提案という意味が含まれており⁽⁶⁾、暫定措置の発動は裁判所の裁量で行われる。欧州人権裁判所は、Cruz Varas v. Sweden事件で、欧州人権条約に規定のない暫定措置は、単なる手続き的な規定であり、当事国を拘束する義務は生じない⁽⁷⁾と判示した。

上記のように、伝統的な暫定措置の考え方は提案に近く、暫定措置を発動するかどうかは裁判所の裁量によるとするが、条約で使用している「shall adopt」という用語は、裁判所の裁量によるのではなく、暫定措置を発動することは裁判所の法的義務であることを意味している⁽⁸⁾。そのため、裁判所が出す暫定措置には強制力があると言われる。この問題につき、条約創設時には、どのような議論がなされたのか。条約63条2項の用語は暫定措置の強制的性質を表しているが、米州特別会議Specialized Inter-American Conferenceでの議事録には、暫定措置の範囲と性質についての議論があったかどうか示されていない。

その議事録によると、委員会、チリとウルグアイによって提案された条約草案を基に、米州法律家会議Inter-American Council of juriconsultantsで議論された⁽⁹⁾。しかし、条約草案のどの規定にも暫定措置が示されていなかった⁽¹⁰⁾。そこで、1969年11月19日に開催された第2回委員会第6会合で、コスタリカの代表José Luis Redondo Gómezは、重大かつ緊急状況の場合に、裁判所が暫定措置を出すことを提案した。コスタリカ代表団は条約57条の本文に次のような規定を入れることを提案した。

「裁判所は、緊急な状況に適切だと考え、そして、侵害されたと主張される権利を保護するために正当で十分な原因があるとき、暫定措置を取らなければならない」⁽¹¹⁾。しかし、この修正案は投票に付されたが、賛成1、反対0、棄権16で否決された。2日後の11月21日、第3回の全体会議中、コスタリカ代表団からもう一度、今度は、José Francisco Chaverriが、63条に次の文章を追加するよう提案した。

「極端に重大かつ緊急であり、人に対する回復不能な被害を回避することが必要な場合には、裁判所は、審理中の事項に関して適当と考える暫定措置を取らなければならない。まだ、裁判所に付託されていない事件に関しては、裁判所は委員会の要請に基づいて行動することができる。」

第3全体会議でこの提案が受け入れられ、現在の本文にパラグラフIとして導入されることが決定した⁽¹²⁾。このようにして、暫定措置の条項は条約に導入されて本文になった。

しかし、この覚書には、コスタリカ代表団の主張は何も述べられていないし、他の国の代表団からのコメントがあったかどうか分らず、投票の結果も示されていない⁽¹³⁾。

第3点目には、条約法条約により、自国が批准した条約は、誠実に履行しなければならず(26条)、条約の不履行を正当化する根拠として、自国の国内法を援用してはならない(27条)とされていることから、条約の当事国は、この条約の誠実な履行を求められるとする。

裁判所は、条約当事国は、条約のすべての条項を遵守する義務を負っているため、暫定措置の

遵守は国家の裁量や善意によるのではなく、条約に規定された裁判所の命令であり、それゆえに暫定措置には拘束力がある⁽¹⁴⁾と判示している。また、裁判管轄権受諾国は、条約の解釈と適用に関するすべての事件で裁判所の決定に従わなければならない、裁判所が出す暫定措置を遵守する義務があるとしている⁽¹⁵⁾。

さらに、裁判所は、条約法条約により条約を誠実に遵守する義務を負っており、国内法を理由として条約を遵守しなければ国際責任を問われることになる。従って、国内紛争の場合でも、暫定措置には強制力がある。

2. 暫定措置の類型とその実際

裁判所が出す暫定措置は大きく2つに分類される⁽¹⁶⁾。1つは、保護の一般的義務だけを国家に命令するもので、具体的な措置は当該国家が決定し、その結果だけを裁判所は問題にする。2つには、受益者 (beneficiaries 暫定措置を享受する者) の権利を保護するために、裁判所が国家に特定の措置をとるように命じるものである。Clara Burbano Herreraが調査した1989年から2009年までの71事例の内、前者に当てはまるのが32事例、後者が37事例であると分析している⁽¹⁷⁾。また、彼女によると、裁判所が出す特別な措置には、①国内裁判所の行動に関する措置、②身体保護に関する措置、③刑務所に関する措置、④先住民共同体に関する措置に分かれる⁽¹⁸⁾。

(1) 裁判所が一般的義務を定めた暫定措置を命じた事例

この例として、メキシコのMiguel Agustín Pro Juárez Human Rights Center et al.事件がある。裁判所は、センターの設備を恒常的に安全なものにすることをメキシコ政府に命令したが、当該政府がそれを遵守した事例である。

裁判所は、当該国家に取るべき具体的詳細な行動は指示しないが、裁判所が期待する結果になるような指導権を持っている。従って、国家は、裁判所の暫定措置命令を遵守するために適切な措置を決定するが、取られた措置が不十分な場合には、裁判所は最も効果的な措置を国家に提案する。

(2) 裁判所が国家に特別な措置を命じる事例

裁判所は、国家に暫定措置の方法を任せると、現実の状況に合わない場合や犠牲者の効果的な保護につながらないと考える場合に、特別な措置を国家に命令する場合がある。

たとえば、コロンビアのPeace Community of San José de Apartadó事件で、委員会が裁判所に暫定措置を要請するとき、措置は効果的で関連があるべきで、それは受益者と国家双方によって合意されなければならない、提供された安全措置と共同体としての特性との関係に合致すべきものでなければならない⁽¹⁹⁾と述べた。

①国内裁判所の行動に関する措置

グアテマラのColotenango事件で、裁判所は、Colotenangoで起こった事件の容疑者として告訴された13人の警察官を逮捕の正当な根拠に基づいて、国家にその処分に必要なすべての手段を使うことを要請した。その際、国家から寄せられる情報が限られていれば、受益者の真の状況を知ることは不可能であると判示した。これは、暫定措置の予防的な性質と一致しない不確かな状況を作り出すことになるという理由からである。国家が暫定措置を実行しているかどうかを決定するためには、国家がより完全な情報を送ってくる必要がある⁽²⁰⁾。

コロンビアのThe Communities of Jiguamiandó and of Curbaradó事件では、裁判所は、法が適切に適用されるために、これらの共同体の構成員に公権力が暴力と脅威を与えたかを調査することを国家に要請した。また、裁判所は、国家は準軍事集団の犯罪行為を禁止し、防止し、処罰

する措置をとることが必要である⁽²¹⁾と述べ、暫定措置の発動に当たって、責任者を調査し、特定し、処罰することは保護のためには本質的な要素であると指摘した。それゆえ、裁判所は、国家は当該行為の責任者を処罰するために効果的な調査をしているかを裁判所に知らせる義務がある⁽²²⁾と述べた。

②身体に関する保護処置

これは、受益者の安全に直接関係する措置である。

1つ目は、裁判所が違法な集団に対して取り締まりと警戒をするメカニズムを確立するように国家に要請した事例である。具体的には、グアテマラのColotenango事件やCarpio Nicolle事件では、裁判所は、軍が暫定措置の受益者の生命や人の一体性を危険にさらすことのないように軍に教育すべきことを要請した。

2つ目は、裁判所が特定の場所で安全が確保されることを要請した事例である。具体的には、コロンビアのPeace Community of San José de Apartadó事件では、裁判所は、コロンビアにJosé de ApartadóとApartadó間の必要な安全措置をとり、公共輸送が攻撃に合わず、共同体構成員が生活必需品を十分に継続して確保できるように保証することを要請した。

3つ目は、受益者が国家によって所を追われたり、国外追放されることのないように、身分証明書を受益者に与えることを要請した例である。ドミニカ共和国のHaitians and Dominicans of Haitian Origin in the Dominican Republic事件で、裁判所は、受益者が所を追われたり、国外追放されないように、6人の受益者に身分証明書を与えるように国家に要請した。

4つ目は、一定の場所が警察などの公権力によって侵害されることのないように保護することを要請する例である。グアテマラのMasacre Plan de Sánchez事件やベネズエラのEloisa Barrios事件では、裁判所は、国家に受益者の生命、人の一体性、身体の自由を保護するのに必要な措置をとるよう要請した。措置の中には、住居の周辺の保護が含まれている。

5つ目に、帰国後や家へ戻るに際しての安全の確保を要請する場合である。ペルーのLoayza Tamayo事件では、裁判所は、ペルーにLoayza Tamayo夫人が帰国できるよう必要な措置をとるよう要請した。

6つ目に、裁判所での証言者の保護を要請する場合がある。証言をするために、帰国や出国、先住民共同体への帰還などに際して必要な安全措置を取るように国家に要請する事例である。コロンビアのÁlvarez et al.事件では、裁判所は、Álvarezが帰国の際には彼の生命を守るのに必要なすべての措置を取ることを国家に命令した。

7つ目に、受益者が仕事上でハラスメントを受けたり、脅されたりした場合に、不当な圧力を受けないで仕事ができるように適切な措置を取ることを命じる事例である。グアテマラのColotenango事件では、弁護士に対して、Carpio Nicolle事件では、調査を担当していた特別検察官に対して、メキシコのDiana Ochoa y Plácido et al.事件では、NGOの職員に対して、保護措置を取るよう国家に命令した。

③刑務所に関する暫定措置

1つ目に、刑務所の状況が劣悪なので、国際基準まで引き上げるための必要なすべての措置を取るように国家に命令する例である。ペルーのLoayza Tamayo事件では、裁判所は、条約5条の人道的な取扱いを受ける権利に合うように、受益者の入っている独居房の状況を改善するように命じた。

2つ目に、健康が危険な兆候を見せている受刑者に医療処置をすることを国家に要求する場合

である。ペルーのLoayza Tamayo事件では、裁判所は、可能な限り早急に、身体的精神的な医療措置を行うことを国家に要請した。

④先住民共同体の領域への暫定措置

先住民共同体の財産の保護措置が暫定措置として裁判所によって発動されることがある。先住民共同体の財産に対する脅威が回復不可能な被害に当てはまるかどうかの議論はあるが、裁判所は、それを保護する暫定措置を発動してきた。裁判所が先住民共同体の財産権を保護する主要な理由は、先住民共同体の生存に危険を及ぼすからである。

ニカラグアのMayagna (Sumo) Awas Tingni Community事件で、裁判所は、先住民共同体に属する土地や資源の使用と享受を保護するために必要な措置、特に、共同体の土地を蹂躪して、その土地から発見した自然資源を開発する第三者の活動から生じる直接で回復不可能な被害を避けるための暫定措置を遅滞なく取るよう国家に命じた。裁判所は、先住民の土地は、先住民共同体の文化、精神的な生活、一体性、経済的生き残りの基本的要素であり、先住民と土地との関係は所有と生産の問題として見てはならず、文化的伝統を守り、将来世代に伝えていくための物理的・精神的要素であると見るべきであると考えている。この条件の下で、土地への被害は先住民集団の生き残りに関係し、それゆえに、暫定措置が先住民の財産を保護するために取られなければならない⁽²³⁾と述べる。

従って、先住民の財産への暫定措置は、先住民の生命と人の一体性の危険に対してなされたものであると裁判所は認識している⁽²⁴⁾。

3. 暫定措置の内容の分析と本案判決との関係

1988年～2016年まで、裁判所が発動した暫定措置について、国別暫定措置の延べ数、件数、事実の調査と責任者の処罰を求める暫定措置件数、暫定措置から本案判決に至った件数、本案判決後に継続している暫定措置の数と、解除された数を基に、暫定措置を分析した（作成資料は紙面の関係で割愛している。また、分析結果は注で示している⁽²⁵⁾）。

分析結果から、総暫定措置発動が多い国は、同じ暫定措置が繰り返し発動されていることが分かる。このことから、極端に重大かつ緊急な回復不可能な被害をもたらす事実に対して、裁判所の暫定措置命令が遵守されていない状況が続いていることを物語っている。

また、分析結果から、事実の調査と責任者の処罰が入っている暫定措置の完全実施は困難であり、当該国家は裁判所の暫定措置に非協力的であることが分かる。

暫定措置は無制限に発動され続けることはないが、一度措置が取られると、それらは継続されたり、受益者が拡大されたり、取り下げられたり、再発動されたりする。それは、人権侵害の状況が極端に重大で回復不可能な状況だと裁判所が考える限り、暫定措置は発動され、危険が除去されれば、取り下げられるからである。

本案判決や友好的解決がなされても、極端に重大で緊急の状況が続くと裁判所が判断する場合、暫定措置が継続される。裁判所は状況に応じて継続期間を決定する。

裁判所の暫定措置命令は、定義的には一時的なものであるが、実際は数年続くものもある。それは、国家によって暫定措置が取られたにもかかわらず、事件の極端に重大な状況が解消していないという事実による。

国家がいくら努力しても、極端に重大な状況が存在しないということを証明できない場合もある。その場合は、裁判所は、受益者の回復不可能な被害を避けるために、暫定措置を継続する傾

向がある。コロンビアのÁlvarez et al事件、グアテマラのColotenango事件では、裁判所は、国家が暫定措置に積極的な遵守の意思を示したにもかかわらず、暫定措置を継続する判決を下した。

また、暫定措置が友好的解決に達した場合にも継続される場合がある。グアテマラのColotenango事件、アルゼンチンのMendoza Prisons事件で、裁判所は、両当事者が満足のいく友好的解決に達しても、受益者が迫害され続けているということが示される情報がある限り、暫定措置を拡大する必要性を述べた。

暫定措置と本案判決が両立するかという問題は、本案判決が出されても、暫定措置が継続している事実がある。また、ボリビアのIbsen Cárdenas and Ibsen Peña事件、コロンビアのRochela Massacre事件、エクアドルのGonzales Lluy et al.事件のように、本案判決が出されてから初めて暫定措置が出された例もある。

コロンビアのÁlvarez et al.事件で、暫定措置は一時的な措置であって、長期間実施すべきではないとして、19か月続いた暫定措置を解除するようコロンビアは裁判所に訴えたが、裁判所はそれを拒否して、生命と精神的一体性の回復不可能な被害がある限り、暫定措置は継続されると判示した。

一旦裁判所が暫定措置を取ると、当事者は何回でも拡大することを要求できる。これは、最初の現状が悪化して、状況が変化したり、それに付随して新しい事態が発生したためである。

裁判所の命令によって、暫定措置の状況が受益者の極端に重大で緊急な回復不可能な被害の危険がなくなれば、暫定措置は解除される。解除は、裁判所のみできることで、他の委員会、国家、受益者には解除する権限はない。

メキシコのMiguel Agustín Pro Juárez Human Rights Center et al.事件、ベネズエラのLiliana Ortega et al.事件では、関係国家が受益者と委員会の要請により暫定措置を解除したことを裁判所に通知したが、裁判所は、裁判所が解除することを命令するまで、暫定措置は効力があると判示した。

暫定措置は本案判決が出されたり、友好的解決が行われると、解除されなければならないという立場があるが⁽²⁶⁾、実際には、それは暫定措置の解除条件とはされていない。事実、本案判決が出された後も暫定措置が継続されている事例が33事例ある。

グアテマラのColotenango事件やアルゼンチンのMendoza Prisons事件では、国家と受益者の間で友好的解決が図られたにもかかわらず、暫定措置は継続された。

Buergenthalは、暫定措置解除の本質的条件は、極端に重大で緊急の状況が終了することだとしている⁽²⁷⁾。Clara Burbana Herreraは、条約上、暫定措置の解除に関しての規定がないので、回復不可能な被害の危険性がある限り、暫定措置は取られるべきで、裁判所の事例が示している通り、本案判決後も、裁判所は判決に含まれた国家の義務の遵守を監視することが必要だ⁽²⁸⁾と述べる。

回復不可能な危険が極端に重大で緊急状況でなくなった場合やその措置が不必要になる新しい事実が出てくれば、暫定措置は解除される。

トリニダードトバゴのJames et al.事件では、極端に重大かつ緊急の状況がなくなったので、3人の受益者に関する暫定措置は解除された。委員会は、2名の受益者が死刑執行から4年の刑に減刑される判決が下されたと2002年に裁判所に通知した。もう一人の受益者は、死刑執行から7年間の刑に減刑されたと2005年に委員会は裁判所に報告した。

コロンビアのCaballero Delgado and Santana事件では、2人の受益者の恐怖がなくなったの

で、暫定措置を解除するよう国家が要請した。裁判所は、新しい状況を考慮して、暫定措置を解除した。

反対に、ペルーのIvcher-Bronstein事件、Constitutional Court事件、メキシコのGallardo Rodríguez事件のように、委員会が暫定措置を継続するよう要請しても、裁判所が暫定措置を解除することもある。委員会が暫定措置の解除を要請するときは、保護する状況が出てくれば、再度裁判所に暫定措置を要請すると述べるのが通例である。

暫定措置の解除は、メキシコのGallardo Rodríguez事件、ベネズエラのCarlos Nieto事件、ニカラグアのMayagna (Sumo) Awas Tingni Community事件のように、事案すべてに対して行われる場合もあるし、コロンビアのCaballero Delgado and Santana事件、グアテマラのCarpio Nicolle事件、トリニダードトバゴのJames et al事件のように部分的に行われる場合もある。これは、裁判所が状況に応じて、すべての受益者を対象にするのか、一部の受益者を対象にして、その他の受益者には暫定措置を継続するかを決定する。

受益者への極端に重大かつ緊急の状況が再び起こった場合、裁判所は再度暫定措置を発動する。グアテマラのCarpio Nicolle事件では、特別検察官への暫定措置を解除していたが、裁判所は、再度暫定措置を発動した。裁判所が暫定措置を解除した理由は、受益者とその家族が恐怖のためにグアテマラを去ったことによるが、再度暫定措置を発動したのは、受益者とその家族が帰国して、裁判所で証言をするという事態になったからである。特別検察官とその家族が証言することによって再び死の恐怖を受けることを裁判所が認めて、保護措置を再度発動した。

4. 暫定措置の不遵守状況とその実際

(1) 暫定措置の不遵守状況

ここでは、暫定措置の不遵守状況を、①生命の権利の侵害、②人の一体性の侵害、③その他の権利の侵害に分けて考察する。

①生命の権利の侵害

トリニダードトバゴのJames et al事件では、裁判所の命令を無視して、2人を死刑にした。しかし、その他の者は、裁判所の措置を受け入れて死刑執行をしなかった。この状況は、暫定措置は一部の受益者には効果的であったが、完全には効果がなかったことを示している。ブラジルのUrso Branco Prison事件は、殺害の数より、殺害方法が問題になった事例である。受益者のある者は、他の囚人に公然と殺され、遺体は切り刻まれ、当局者と他の囚人の前に投げられた。

これらの事例は、大半が裁判所の暫定措置が有効な場合に起こった事例であるが、中には危険な状況が終わったということで暫定措置が解除された後起こった事例がある。それらの事例は、コロンビアのGiraldo Cardona事件、Álvarez et al事件、メキシコのDigna Ochoa y Plácido et al事件である。これらの事件で、委員会は、殺害状況や方法に関しての情報を国家から得るために裁判所に請求したが、裁判所は、それらの人々が殺害されたときにはすでに受益者ではなくなっていたので、国家が情報を提供する義務はないとした。米州人権制度の趣旨からいって、国家はすべての人の人権を侵害しないように保証する義務があるので、この裁判所の立場は問題を提起する。

② 人の一体性の侵害

身体的一体性の権利は、重要な権利であるので、条約でも、拷問や残酷で非人道的で品位を傷つける取扱いを禁止し、緊急時にも身体的一体性の権利の停止を禁止することによって特別の保

護を与えている。

グアテマラのColotenango事件では、受益者は、暴力的に家から連れ出されて、なたで傷つけられた。ペルーのLoayza Tamayo事件では、独房に入れられて、孤独の状況にあったため、被害者の身体的精神的健康が悪化した。委員会によると、彼女は、非人道的な品位を傷つけられる扱いを受け、寒いじめじめした独房から1日30分くらいしか外に出られず、新聞を読んだり、ラジオを聴くことも許されなかった。裁判所は、そのような状態は、精神的道徳的な一体性を損なう残虐で非人道的な取扱いであると認めた。

この種の事件では、裁判所は、国家が国内の不安定な状況に直面しているという事実を理由に身体的一体性の保護を制限してはならず、特に、拘禁者に不必要な力の行使をすることは条約5条に違反して人の尊厳に対する暴力を構成すると述べている。すなわち、国内法を適用することによって国家は秩序回復をしなければならないが、その適用は人権保護の規範に合致するものでなければならないと判示した。

精神的一体性の権利の侵害の多くは、受益者に対する恐怖であり、それは近親者にも影響している。それは、受益者が住居を変更したり、国外に逃れる場合には、その家族も同様の状況に置かれるからである。その意味で、犠牲者の家族もまた、条約の規定されている権利の侵害の犠牲者であると言える。

精神的一体性の侵害として、以下のような事件がある。ベネズエラのLuis Uzcátegui事件で、受益者は、脅しの為に定期的に住居を変えることを強いられた。ベネズエラのLiliana Ortega et al.事件では、恐怖が増大したため、受益者は、自ら働いていた人権組織の事務所を3回にわたって閉鎖した。受益者が人権保護のアピールをするたびに、ハラスメントが増加した。

Clara Burbana Herreraは、調査した71の暫定措置の中で、身体的攻撃に晒された事例は9件であったが、精神的一体性への攻撃は19件であった⁽²⁹⁾と述べている。身体的一体性の侵害は、全体の約13%であったのに対して、精神的一体性への侵害は約27%に上る。

③その他の権利の侵害

その他の権利の侵害として、移動の自由が問題になった事例としてエクアドルのIndigenous Sarayaku People事件を挙げる。この事件は、移動手段となっている川の自由な航行を止めることになった隣のコミュニティとの紛争、あるいはSarayakusが伝統的に狩りをしてきた地域を石油会社などが開発する中で起こったもので、主な移動手段が使えない、食料を得られる場所にアクセスできないなどが問題となった。

(2) 暫定措置の遵守がさらなる危険を作り出す場合

国家によって採択された暫定措置が受益者を保護するというより、却って危険を作り出す場合、あるいは、採択された暫定措置は明らかに効果がないという場合がある。

Bustíos-Rojas事件では、ペルーは、裁判所が要求した暫定措置を遵守するために、脅されている受益者をラジオで、軍の施設に呼び出したが、この措置は脅しの性質を持つものであり、保護の性質を持っていなかったとされた。Colotenango事件で、国家は、一応侵害行為の責任者を調査し、処罰する義務を果たし、当事者たちに25年の刑を宣告したが、暴力的手段によって、被告人は逃走してしまった。その後、警察は彼らを捕まえる努力をしなかった。この状況は、受益者にさらなる危険をもたらした。それは、加害者である前警察官たちは、自分たちを特定し、刑罰の原因を作った者を知っているからである。この状況は、受益者にとっては潜在的に脅威となっている。

国家が取った暫定措置の中には、初めから効果のないものがある。ベネズエラのLuis Uzcátegui事件では、受益者によって危険な状況の原因となっている警察組織を国家が選んだ。これは受益者にとって、明らかに、受け入れがたいことである。

(3) 暫定措置の遵守の難しさ

暫定措置が遵守されない理由として、国家への受益者の不信と国家の政治的意思の欠如がある。

①国家への受益者の不信

受益者の国家への不信は、被害者が極端に重大かつ緊急の状況にあるときでも、受益者が国家に暫定措置についての情報を与えることを拒否したり、保護措置そのものを放棄したりする形で起きてくる。

受益者は、自らの活動と住居に関する情報が国家に漏れることを恐れていると裁判所に報告した。それは、国家が危険な存在だと受益者が考えているからである。

コロンビアのGiraldo Cardona事件では、委員会は、受益者の保護をする責任者が受益者に恐怖を与える施設の職員だったことを指摘した。また、国家は、自ら選んだ護衛のサービスを受けるよう受益者に圧力をかけ、もし、受益者が望まないなら保護をしないと圧力をかけたこと指摘した。このような状況下で、受益者の一人は、自分と娘のための暫定措置を放棄する文書に署名することを決心し、それから、親族や友人の家に隠れることを選んだ。コロンビアのPeace Community of San José de Apartadó事件では、共同体メンバーは、司法当局に協力することを拒否し、目撃者は一致して証言を拒否した。グアテマラのBámaca-Velásquez事件では、国家は、保護措置を履行するのに必要な情報を受益者が提供しないので、いかなるタイプの保護も提供できないと述べた。

そのため、受益者に自身の活動に関する情報を提供させるために、裁判所は、3つの方法を採用した。

1つ目は、受益者と対話するために政府を招待し、そこで、一緒に保護処置の履行について話し合うというものである。コロンビアのGiraldo Cardona事件では、裁判所は、政府の信頼に値する保護を決定するために、政府に受益者と話し合うことを要請した。

2つ目は、コロンビアのÁlvarez et al.事件のように、政府が安全に関して適切で効果的な措置が取れるように、受益者は国家と協力する義務があると裁判所が声明することである。

3つ目は、ベネズエラのEloisa Barrios et al.事件のように、保護措置が、受益者の主張に従って、加害行為をした警察によって行われなことを国家が保証すべきことを裁判所が判示することである。

上記の事例から、危険な状況を生じさせた行為者を選定されると、受益者は国家に協力しないことを選ぶことが分かる。しかし、このことは、受益者対国家の関係に複雑な状況を作り出していることも事実であり、国家も受益者の協力なしでは十分な保護をすることができないと主張することもまた理解できる。

②国家の政治的意思の欠如

コロンビアのPeace Community of San José de Apartadó事件では、大統領がSan Joséはコロンビア革命軍（FARC）の回廊であって、国際組織と共に働く共同体の一部の指導者は正義を邪魔していると述べた。

ベネズエラのLiliana Ortega et al.事件では、大統領は、民主主義（政府は過度の民主主義という）に参加したいという受益者の願望は、非政府組織を異様に増幅させたと主張した。また、

人権組織の請願者が要求した保護には一切応じないと述べた。

暫定措置の受益者に対するコロンビアとベネズエラの大統領の公式な宣言は、受益者を援助する国際組織の危険を増大させた。加えて、このような主張は、危険な状況にある人々の政府に対する信頼性に影響し、国家と暫定措置の受益者との間に敵対関係を作ることになる。

ブラジルとアルゼンチンの刑務所の危険な状況についても政治的意思の欠如によって問題が解決できなかった。ブラジルのUrso Branco Prison事件では、暫定措置が有効にもかかわらず、27人の囚人が殺害された。アルゼンチンのMendoza Prisons事件では、国家が刑務所の状況を改善する試みをしたが、超過密で不十分な条件が続き、そのため、暫定措置が有効である期間に、暴動が起き、それを鎮めるために過度の暴力を使った結果、4人の囚人が死亡した。

刑務所の状況を実際に変えるためには、政治的意思が必要である。国家は拘禁場所で起こっている状況が重大であることを認識し、このような深刻な問題を解決する決心が必要なのである。

上記の事例から、国家が裁判所の命じた暫定措置を自動的に遵守することが簡単ではない状況があることも事実であるが、暫定措置が履行されている間に、人権侵害が起きていることの方が深刻である。

おわりに

裁判所の発布する暫定措置は、基本的には、極端に重大でかつ緊急な生命と人の一体性の回復不可能な被害に対してなされる。しかし、本来ならば、本案判決で審理すべき内容が、とりわけ事実の調査と責任者の処罰が暫定措置として命令されている。また、先住民の財産保護という一見、極端に重大でかつ緊急な生命と人の一体性の回復不可能な被害とは見られない人権被害にも適用されている。

さらに、国際裁判一般に見られるように、暫定措置は本案審理で判決が言い渡されると、解除されるのが通例だが、裁判所の暫定措置は、本案判決が下ってもなお、継続されたり、本案判決後新たに暫定措置が発動されたりしている。その理由として、裁判所は、人権の保障は極端に重大かつ緊急な生命と人の一体性の回復不可能な被害がなくなるまで続くと考えているからである。

裁判所は、本案判決が下れば、国家にその判決の遵守を命令する。判決内容が達成されなければ何回も遵守命令を発布する。遵守命令の内容を完全に実行するまで、遵守命令を出し続けるのか、それとも、部分的に達成できれば実行されたと見るかは議論の分かれるところであるが、遵守命令は何回も発動されている。本案判決という最も権威のある結論を下して、その実行を迫るのが従来裁判所の方法である。本案判決では、事実の調査と加害責任者の処罰を行う判決は数多く出ている。本来ならば本案判決で決着をつけるべき内容を暫定措置に盛り込んでいるので、そのような内容を含む暫定措置に対して、国家の反応は悪く、暫定措置が遵守されていない判決が多く存在している。そのような事件に対しては本案判決も行われていないのが現状である。しかし、事実の調査と責任者の処罰を含む判決が出たとしても、その遵守状況は決して良いとは言えず、むしろ不遵守の状況が多いので、裁判所は、暫定措置として事実の調査と責任者の処罰を国家に実行させようとしているのかもしれない。

暫定措置は、条約63条2項で規定されているとおり、極端に重大でかつ緊急な状況に対応する内容で発布しているが、早急に本案判決に持ち込んで、その遵守義務の履行を迫る方が人権保護措置を実効性のあるものにする1つの方策であろう。

- (1) J.M. Pasqualucci, "Interim Measures in International Human Rights: Evolution and Harmonization", *Vand. J. Transnat'l L.* vol.38, no.1, 2005.1, at9
- (2) J.M. Pasqualucci, "Provisional Measures in the Inter-American Human Rights System: An Innovative Development in International Law", *Vand. J. Transnat'l L.* 1993-94, at823
- (3) Clara Burbano Herrera, *Provisional measures in the Case Law of the Inter-American Court of Human Rights*, Intersentia (2010), at213
- (4) H. Faúndez Ledesma, *El Sistema Interamericano de Proteccion de los Derechos Humanos*, San Jose, IIDH, 3rd ed., 2004, 586-587
- (5) J.M. Pasqualucci, Provisional Measures, at823-849
- (6) *Id.*, at819
- (7) Cruz Varas v. Sweden, 201 Eur.Ct.H.R. (ser. A) at 34-35 (1991)
- (8) しかし、Pasqualucciはそうに法的拘束力があると解釈することは、伝統的な暫定措置の機能と判例から疑問を呈している。J.M. Pasqualucci, Provisional Measures, at824
- (9) Clara Burbano Herrera, *id.*, at214
- (10) *Id.*
- (11) OEA/Ser.K/XVI/1.2, Doc. 85, 361
- (12) Clara Burbano Herrera, *id.*, at215
- (13) *Id.*
- (14) A. Cancado Trindade, "The Evolution of Provisional Measures of Protection under the Case Law of the Inter-American Court of Human Rights (1987-2002)", *Hum. Rts. L. J.* 2003, 163-164.
- (15) IACtHR, James et al. Case (Trinidad and Tobago), Order of September 25, 1999, Preambular Paragraph 10 and Order of November 26, 2000, Preambular Paragraph 10
- (16) この分類はClara Burbano Herreraによる。
- (17) *Id.*, at151-152
- (18) *Id.*, at152-158
- (19) IACtHR, Peace Community of San José de Apartadó Case (Colombia), Order of the President of October 9, 2000, Explanatory Statement 3
- (20) IACtHR, Miguel Agustín Pro Juárez Human Rights Center et al. Case (mexico), Order of April 30, 2001, Preambular Paragraph 11
- (21) IACtHR, Communities of Jiguamiandó and of Curbaradó Case (Colombia), Order of March 15, 2005, Preambular Paragraph18
- (22) IACtHR, Colotenango Case (Guatemala), Order of February 2,2000, Preambular Paragraph 9
- (23) IACtHR, Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community Case (Nicaragua), Order of September 6, 2002, Preambular Paragraphs 5, 6 and 7
- (24) IACtHR, Communities of Jiguamiandó and of Curbaradó Case (Colombia), Order of March 15, 2005, Preambular Paragraphs 7 and 22
- (25) 暫定措置が出された総合計は576件（米州人権裁判所ホームページでは総計は577件となっている）であり、国別に暫定措置が発動された数を見ると、延べ数では、①コロンビア106件、②ベネズエラ104件、③グアテマラ92件、④ペルー64件、⑤メキシコ40件、⑥ブラジル35件、⑦ホンジュラス21件、⑧アルゼンチン20件、⑨エルサルバドル19件、⑩トリニダードトバゴ18件となっている。
 暫定措置の件数別にみると、①ベネズエラ23件、②コロンビア17件、③ペルー16件、④グアテマラ15件、⑤メキシコ14件となっている。
 同じ事件で暫定措置が何回も出された事例を見ると、①Álvarez et al. Case 18回（コロンビア）、②James et al. Case 17回（トリニダードトバゴ）、③Carpio Nicolle et al. Case 16回（グアテマラ）、④Wong Ho Wing Case 15回（ペルー）、⑤Giraldo Cardona Case 14回（コロンビア）、⑥Colotenango Case 12回（グアテマラ）、⑦Caballero Delgado and Santana Case 11回（コロンビア）、⑧Communities of Jiguamiandó and Curvaradó Case 11回（コロンビア）、⑨Bámaca-Velásquez Case 11回（グアテマラ）、⑩Haitians and Dominicans of Haitian-origin Case 10回（ドミニカ共和国）の順になっている。
 暫定措置が取られた後に本案判決に付された件数は43件ある。そのうち、本案判決が出されても継続して暫

定措置が出されている事例は22件あり、本案判決後に初めて暫定措置が出された件数は11件、本案判決以後暫定措置が発動されていない事例は10件である。

暫定措置の中でとりわけ重視されるのは、事実の調査と責任者の処罰という内容が含まれた暫定措置である。その措置は合計28件あり、そのうち、本案判決が出されたのは、5件（その内訳は、コロンビア2件、ハイチ1件、ホンジュラス1件、ニカラグア1件）にとどまっており、その他は、未だに暫定措置が継続され、本案審理も行われていない。

(26) J.M. Pasqualucci, *Provisional Measures*, *id.*, at850

(27) T. Buergenthal, "The Inter-American Court of Human Rights", *Am. U. L. Rev.* 1982, 241

(28) Clara Burbana Herrera, *id.*, at174

(29) *Id.*, at198